

ディーエムソリューションズ株式会社

定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ディーエムソリューションズ株式会社と称し、英文では DM Solutions Co.,Ltd と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ダイレクトメールの企画、製作、発送代行業務
2. 印刷業
3. デザイン業
4. データ入力受託業
5. 広告代理店業
6. 広告宣伝の情報媒体・コンテンツの制作、運営、販売及び保守管理
7. ソフトウェアの制作、運営、販売及び保守管理
8. 貨物自動車運送業、利用運送事業及び運送取次事業
9. 倉庫業及び梱包業
10. 通信販売事業
11. 化粧品、美容用品の製造及び販売
12. 販売促進のためのコンサルタント業
13. 古物商、有価証券、郵便切手、印紙類、各種乗車券及び郵便の利用上必要な物品の売買
14. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
15. 情報処理システム開発の計画作成業務並びにプログラムグラフィックの企画制作
16. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
17. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
18. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都武蔵野市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、880万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、株主の権利行使に際しての手續その他株式又は新株予約権に関する取り扱い並びに手数料等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に関わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算

書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、議長がこれに署名捺印、記名押印又は電子署名を行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は当社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会の決議をもって、代表取締役の他に会社の業務を執行する取締役を定めることができる。
- ④ 取締役会の決議をもって、取締役社長1名及び取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、その経過の要領及びその結果を議事録に記

載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名捺印、記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以上、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任の方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第45条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

平成23年3月31日 施行

平成27年6月26日 改定

平成29年2月27日 改定

平成29年6月27日 改定

平成29年10月1日 改定

平成30年6月26日 改定

令和2年6月23日 改定

